

平成30年度 就学援助のお知らせ

札幌市教育委員会

札幌市では、小・中学生（中等教育学校前期課程含む）がおり、収入が一定額以下となるような世帯を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費などの助成を行っております。

助成を希望される場合は次の説明をお読みのうえ、在籍する学校にお申込みください。

<対象となる世帯>

下記A～Dのいずれかに該当する世帯

該 当 要 件		注 意 事 項						
A	平成29年4月以降、 生活保護が廃止又は停止された	・生活保護受給時と世帯構成が変わっている場合は除きます。						
B	平成29年8月以降、 児童扶養手当を受給したことがある	・世帯構成の変更により児童扶養手当を受給できなくなった世帯は除きます。 ・児童扶養手当は、主にひとり親家庭（母子、父子）に支給される手当です。 ・児童手当、特別児童扶養手当のみを受給している場合は対象外です。						
C	平成29年又は平成30年の市町村民税が、 世帯全員（注1）非課税であった（又は全額減免された）	・同一年度に世帯全員が非課税である必要があります。 ・土地建物や株式等、資産の売却や譲渡に伴う損失計上や住宅取得控除による場合は除きます。						
D	平成29年1～12月の世帯全員（注1）の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、利子収入、配当収入、雑収入（公的年金を除く）、総合譲渡・一時収入）の合計額が下記限度額以下であった							
	世 帯 人 員		2人	3人	4人	5人	6人	7人
	借 家 の 場 合	世帯の収入が 給与収入のみの場合	2,770千円 世帯の給与収入額（注2）の合計が、この限度額以下であること	3,431千円	3,699千円	4,145千円	4,809千円	5,677千円
		世帯に給与収入以外 の収入がある場合	1,757千円 世帯の所得額（注3）の合計が、この限度額以下であること	2,219千円	2,416千円	2,775千円	3,306千円	4,000千円
持 ち 家 の 場 合	世帯の収入が 給与収入のみの場合	2,644千円 世帯の給与収入額（注2）の合計が、この限度額以下であること	3,275千円	3,531千円	3,956千円	4,590千円	5,419千円	
	世帯に給与収入以外 の収入がある場合	1,670千円 世帯の所得額（注3）の合計が、この限度額以下であること	2,110千円	2,289千円	2,624千円	3,130千円	3,792千円	

注1 世帯全員 …血縁であるにかかわらず、同居している方全員のことを指します。

保護者等家計を支えている方が出稼ぎ又は単身赴任等により別居している場合も同一世帯とみなします。

注2 給与収入額 …所得証明書の「給与収入」の額、源泉徴収票の「支払金額」

注3 所得額 …所得証明書の「合計所得金額」（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や所得税の確定申告書の「所得金額の合計」）

上記に該当しない場合であっても、下記に該当する場合は助成の対象となる場合があります。

- ・平成29年以降に各区社会福祉協議会から新たに福祉費（生業費・技能習得費・技能習得等支度費）の貸付を受けた世帯
- ・平成29年以降に災害等により、個人事業税が全額減免となった世帯
- ・東日本大震災の被災世帯（詳細はHP <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syugakuenjyo.html> 参照）
- ・平成29年以降に退職されて現在も引き続き無職の方、世帯状況の変化（死亡、離婚等）や特別な事情（病気、火災、事故等）により経済的に困りの世帯（借金の返済については考慮できません。申請に際し、離職票等の証明書類の提出が必要となります。詳しくは申請書を御覧ください）

○平成29年度に就学援助を受けていた場合であっても、あらためて申請いただく必要があります。

○生活保護を受給している場合は、申請いただく必要はありません。

○特別支援教育就学奨励費について

就学援助に該当しない場合で、次のいずれかに該当する場合、特別支援教育就学奨励費（就学援助の助成内容の概ね1/2を助成）の対象となる場合があります。詳しくはお子さまが通学する学校にお問い合わせください。

- ・札幌市立小・中学校の特別支援学級に在籍又は通級指導教室に通級（通級者は交通費のみ支給）
- ・札幌市立小・中学校の通常学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病がある（特別支援学校に通うことが望ましいと判断される程度）

＜助成の内容(予定)＞ ※内容が変更となる場合があります。

助成の種類(注1)	対 象 者	助 成 の 内 容
新入学児童生徒学用品費	小学校入学者(認定月が平成30年4月の小学校1年生) 中学校入学者(平成31年3月時点で認定を受けている 小学校6年生)	小学校入学者 40,600円/年 中学校入学者 47,400円/年
学用品費等	全員	小学校1年生 12,990円/年 小学校1年生以外 15,220円/年 中学校1年生 24,590円/年 中学校1年生以外 26,820円/年 〔年度途中認定者は月割り〕
宿泊校外活動費	宿泊校外活動実施前までに認定された方	宿泊校外活動に要する交通費、見学料の実費
修学旅行費	修学旅行実施前までに認定された方	実費(一部対象とならない経費があります)
体育実技用具	スキー、スケート又は柔道の授業がある小学校 1年生、4年生、中学校1年生で助成時期に 認定を受けている方	小学校 スキー又はスケート用具を現物支給 中学校 スキー用具又は柔道衣を現物支給
通学費	小学生(夏4km、冬期2km)、中学生(夏期6km、冬期3km) 以上の通学距離の公共交通機関利用者 ※夏期は4～10月、冬期は11～3月、距離は片道	公共交通機関の利用額 (最も経済的な経路・方法による場合の利用額で、 他制度で助成される分を除きます)
給食費	全員	認定月以降の給食費が無料
学校病医療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、 寄生虫病の治療をされる方	学校が発行する医療券を医療機関に持参した日 以降の医療費が無料 (学校への事前の申し出が必要です)
日本スポーツ振興センター共済掛金	下記の申請期日までに申請された方	掛金が無料

注1 私立・国立学校、市立中等教育学校は助成の内容が異なりますので、下記の発行元までお問い合わせください。

＜申請手順＞

- ①学校にお申し出いただき、「平成30年度就学援助申請書」をお受け取りください。
- ②申請書に必要事項を記入し、証明書類、預金通帳の写しを所定の箇所に貼付ください。
※必要となる証明書類は、該当要件によって異なります。詳細は申請書添付の記入例を参照してください。
※ひとり親世帯の場合は、児童扶養手当証書の写しの提出が必要です。
ひとり親世帯で児童扶養手当を受給していない場合、その理由を確認いたします。
- ③申請書を下記期日までに学校(4月から転校する場合は転校先)に提出してください。

	申請期日
・転校せずに今の学校で進級する児童生徒(新小学校2～6年、新中学校2～3年) ・新1年生で、同じ学校に兄弟姉妹がいる児童生徒	2月16日(金) 確定申告が必要な場合 3月9日(金)
・新1年生で、同じ学校に兄弟姉妹がいない児童生徒 ・4月から転校する児童生徒	4月20日(金)

※上記期日以降も、離婚や失業など世帯状況に変化があった場合は随時申請を受け付けております。

この場合、原則申請日(学校へ申請書を提出した日)の属する月からの認定となり、学用品費等の支給額が月割りとなるほか助成の種類によっては支給対象とならないものがあります。また、申請書提出後、自己都合で証明書類の提出が遅れた場合、証明書を提出した月からの認定となります。

※申請内容の確認(同居人の確認等)や書類の追加提出をお願いする場合があります。

※申請内容に疑義がある場合は、随時、必要な調査を行います。

※虚偽の申請があった場合は、助成金を返還いただきます。

＜お問い合わせ先＞

お子さまの通学する学校にお問い合わせください。

